

(様式第2号)(第4条関係)

自主回収終了報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収が終了したので、長野県食品安全・安心条例第20条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

Table with 2 columns: Item Name (回収した食品等の名称(商品名)), Date (回収を終了した期日), Quantity (回収した食品等の数量), Storage Location (回収した食品等の保管場所), Disposal Method (回収した食品等の処分等の方法及び予定期日), Prevention Measures (再発防止のために講ずることとした措置), Contact Information (問い合わせ先), Remarks (備考).

(備考) 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。 2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等を形成するロットが複数ある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。

食品・生活衛生課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

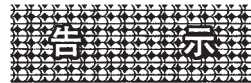
長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(6)中「入学金及び」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

会計課



長野県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松本市大字浅間温泉字城山1151の1、1152、1153 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市大字瑞穂豊字宮沢808の4、808の6、808の9、809の3、809の7、809の8、836の3、字上ノ原1858の2、1860の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第20号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村睦沢7009の1から7009の6まで、7009の8、7009の11、7009の13
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
睦沢7009の1から7009の5まで・7009の8・7009の11・7009の13(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第21号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村5162、5164、5167、5168、7454の2、7454の3、7454の8から7454の10まで、8743の1、8743の9、8743の10、8743の16から8743の25まで、8743の31から8743の33まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第22号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村大字河野7611、7617、7623の422から7623の426まで、7623の429
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字河野7623の422・7623の423・7623の425(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、7623の426、7623の429(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第23号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村大字上木島字虚空蔵山4977の1、4977の3、4977の5
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第24号

長野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（公共基準点成果の座標補正）
2 作業期間
平成24年8月15日から平成24年12月28日まで
3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第25号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

Table with 3 columns: 道路の種類, 路線名, 区間. Content: 県道 長野豊野線, 長野市元善町500番の7地先から 長野市元善町471番地先まで

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月17日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 兎川寺鎌田線
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. Content: 松本市鎌田一丁目4904番の2地先から 松本市鎌田一丁目4904番の3地先まで, 旧, 7.7~12.9 m, 0.0313 km; 同上, 新, 31.0~64.0, 0.0313

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月17日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
2 供用を開始する区間
松本市鎌田一丁目4861番の4地先から 松本市鎌田一丁目4904番の3地先まで
3 供用を開始する期日 平成25年1月17日

道路管理課